

一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一号）

改正案	現行
<p>（振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求）</p> <p>第三十六条 加入者又は法第二百二十八条に規定する利害関係を有する者（次項において「利害関係者」という。）は、同条の規定により一般振替機関等に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提供を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該一般振替機関に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（電磁的方法による情報の提供）</p> <p>第三十六条の二 法第二百二十八条に規定する主務省令で定める方法は、第二十四条第一項第一号に掲げる方法とする。</p> <p>2 第二十四条第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。</p>	<p>（振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付請求）</p> <p>第三十六条 加入者又は法第二百二十八条に規定する利害関係を有する者（次項において「利害関係者」という。）は、同条の規定により一般振替機関等に対し、同条に規定する書面の交付を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該一般振替機関に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>